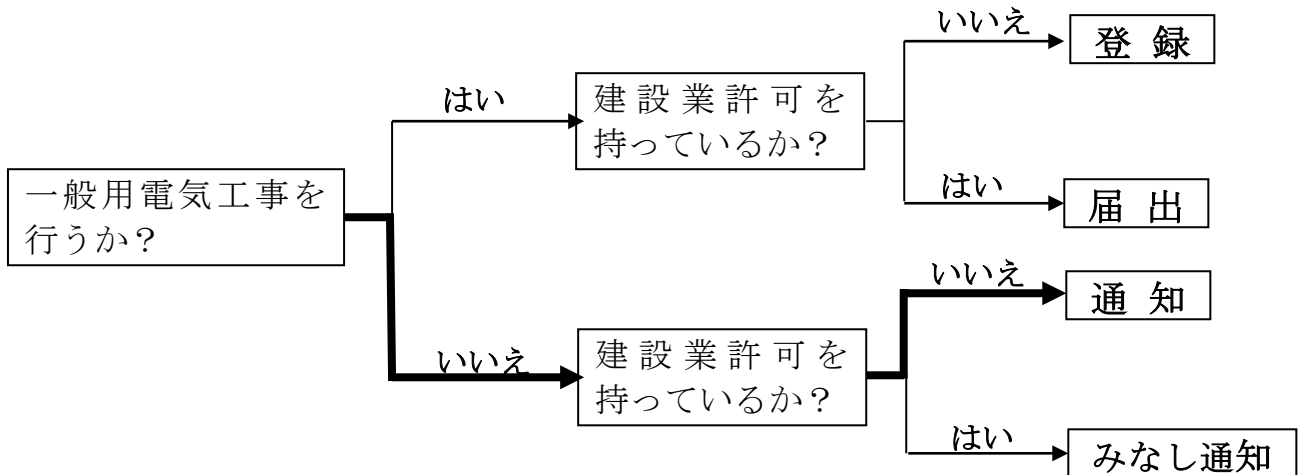


# 電気工事業の開始通知手続について

この御案内は、通知に該当する方が手続を行うためのものです。

\* 建設業許可をお持ちの方や、一般用電気工事を行う方は別の手続になりますので  
ご注意ください。

(参考) 電気工事業を行う際の手続は、電気工事の種類や建設業許可の有無によって、  
以下のような区分になっています。



## 1 申請に必要な書類について

- ① 電気工事業開始通知書 (この案内書に添付されています。)
- ② 誓約書 (この案内書に添付されています。)
- ③ 備付器具調書 (この案内書に添付されています。)
- ④ 標識仕様書 (この案内書に添付されています。)
- ⑤ 住民票抄本 … 申請者が個人の場合  
登記簿謄本 … 申請者が法人の場合

\* 第一種電気工事士免状や認定電気工事従事者認定証など、自家用  
電気工事に従事可能であることが確認できる書類もお持ちください。

### ※注意事項

- 住民票・登記簿謄本は申請日以前 3 カ月以内のものを添付してください。(コピー不可)
- 自家用電気工事に従事可能である方が必要です。

## 2 通知等の要件について

- (1) 事業者、法人役員及び主任電気工事士が登録拒否要件に該当しないこと。

電気工事業法、電気工事士法及び電気用品安全法に違反したことがない等。

- (2) 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること。

電気工事が適正に行われたどうかを検査する等のために必要な器具を営業所に備え付けなければなりません。

自家用電気工事を行う場合は①から⑦までを必要とします。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ①絶縁抵抗計             |                  |
| ②接地抵抗計             |                  |
| ③抵抗及び交流電圧を測定できる回路計 |                  |
| ④低圧検電器             |                  |
| ⑤高圧検電器             |                  |
| ⑥継電器試験装置           | 借用・計測依頼等で対応することも |
| ⑦絶縁耐力試験装置          | できます。            |

### (参考) 電気工事業とは？

「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を設置、変更する工事を業として営むことです。

「一般用電気工作物」…電力会社から600V以下で受電する電気工作物

例：一般住宅等の屋内外配線及び設備

「自家用電気工作物」…電力会社から高圧（600V超）で受電する電気工作物

例：ビル・工場等のキュービクル本体及び2次側

ただし、電気工事業法の手続きが必要とされる範囲は、「受電電力容量が50kW以上500kW未満の設備」です。

※「電気工事」の範囲は広く、場合によっては申請手続きが不要の場合もありますので、詳しくは埼玉県化学保安課（048-830-8435）にお問い合わせください。

## 3 通知手続後

申請書提出後、おおむね2週間で「通知受理通知書」を郵送します。

問い合わせ先

〒347-8501
加須市三俣2-1-1
加須市経済部産業振興課
TEL 0480-62-1111
ファクシミリ 0480-62-1934

(通知)

様式第1402 (第10条02)

×整理番号		×通知番号	
-------	--	-------	--

## 電気工事業開始通知書

加須市長様

年 月 日

(〒 ) 電話

住 所

(フリガナ)

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。

### 1 営業所

営業所の名称	
営業所の所在地	

### 2 法人にあつては、その役員の氏名

取締役

監査役

### 3 電気工事業の開始予定年月日

年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

# 誓約書 ~~主任電気工事士の雇用証明書~~

年 月 日

(あて先)

加須市長

~~1 主任電気工事士・個人申請者兼主任電気工事士~~

~~私は、電気工事の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）第6条第1項第1号から第4号までに該当しないことを誓約いたします。~~

~~住 所~~

~~氏 名~~

~~生 年 月 日 年 月 日 生~~

~~雇 用 年 月 日 年 月 日~~

~~電気工事士免状  
種類 及び 番号 第 種 ( 県 ) 第 号~~

~~電気工事士免状  
交 付 年 月 日 年 月 日 交 付~~

~~★申請時に電気工事士免状を必ず持参のうえ  
係員の確認を受けてください。~~

電気工事士免状 確 認 欄
------------------

## 2 申請者

私（当社及び当社の役員）は、電気工事の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）第6条第1項第1号から第5号までに該当しないことを誓約いたします。

~~あわせて、上記の者は、私（当社）の従業員であることを証明します。~~

住 所

氏名又は名称

法人にあつては  
代表者の氏名

この誓約書は、登録・届出又は通知しようとするもの（法人にあつては役員も含む）及び主任電気工事士が、電気工事業法・電気工事士法・電気用品安全法に違反したことが無い者であることを誓約して頂くものです。

# 備付器具調書

氏名又は名称

	器具名	製造年	製造番号、型式	台数	製造業者名
一般用電気工事	1 絶縁抵抗計 (メガー)				
	2 接地抵抗計 (アーステスタ)				
	3 抵抗及び交流電圧を測定できる回路計 (テスタ)				
自家用電気工事	4 低圧検電器				
	5 高圧検電器				
	6 継電器試験装置				
	7 絶縁耐力試験装置				

〈備考〉 ※ ~~「一般用電気工事のみ」行う場合は、1～3の器具について記入してください。~~

※ 「自家用電気工事のみ」行う場合、又は「一般用及び自家用電気工事」を行う場合は、1～7の器具について記入してください。

ただし、6・7の器具については「必要な時に使用できる措置」が講じられていればよいため、次の方法で対応してください。（どちらかに○をつける。）

- 1) 当営業所で所有する。
- 2) 借り入れ・計測依頼で対応する。  
(依頼先)

法第25条・施行規則第12条 第2項、第3項又は第4項

# 標識仕様書

(標識の写真を添付すれば記入する必要はありません)

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

私は、電気工事業を営むにあたり、営業所及び1日以上の施工場所に以下に示す標識を掲示します。

大きさ たて \_\_\_\_\_ c m × よこ \_\_\_\_\_ c m

材質 \_\_\_\_\_ (例：アルミ板、プラスチック板、ベニヤ板、紙)

- 標識種類
- (登録) 登録電気事業者登録票
  - (届出) 登録電気事業者届出済票
  - (○で囲む) (通知) 通知電気事業者通知票
  - (みなし通知) 通知電気事業者通知済票

----- (参考：標識の形式) -----

(登録)

登録電気事業者登録票	
登録番号	加須市長 登録第*****号
登録の年月日	**年**月**日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	***電気工作物
主任電気工事士の氏名	

↑ 35 cm 以上 ↓

← 40 cm 以上 →

(届出)

登録電気事業者届出済票	
届出先	加須市長 届出第*****号
届出の年月日	**年**月**日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	***電気工作物
主任電気工事士の氏名	

↑ 35 cm 以上 ↓

← 40 cm 以上 →

(通知)

通知電気事業者通知票	
通知先	加須市長 通知第***号
通知の年月日	**年**月**日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	

(大きさは自由です)

(みなし通知)

通知電気事業者通知済票	
通知先	加須市長 み通知第*****号
通知の年月日	**年**月**日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	

(大きさは自由です)